

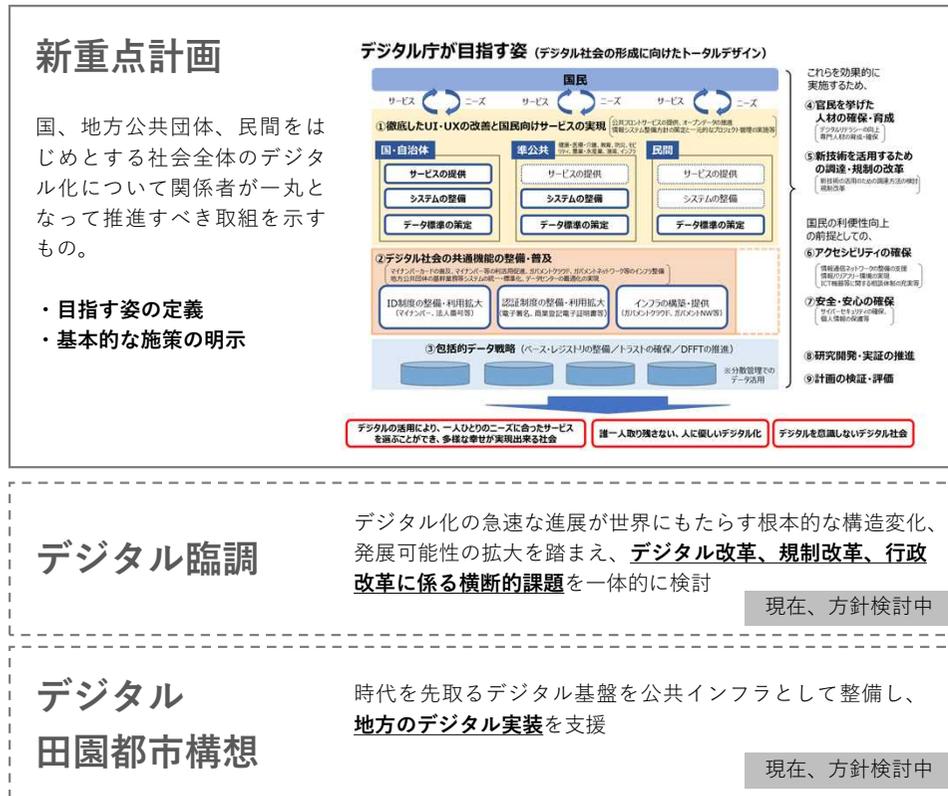
# 情報システムの整備及び管理の 基本的な方針

<エグゼクティブサマリー 11/25案>

デジタル庁

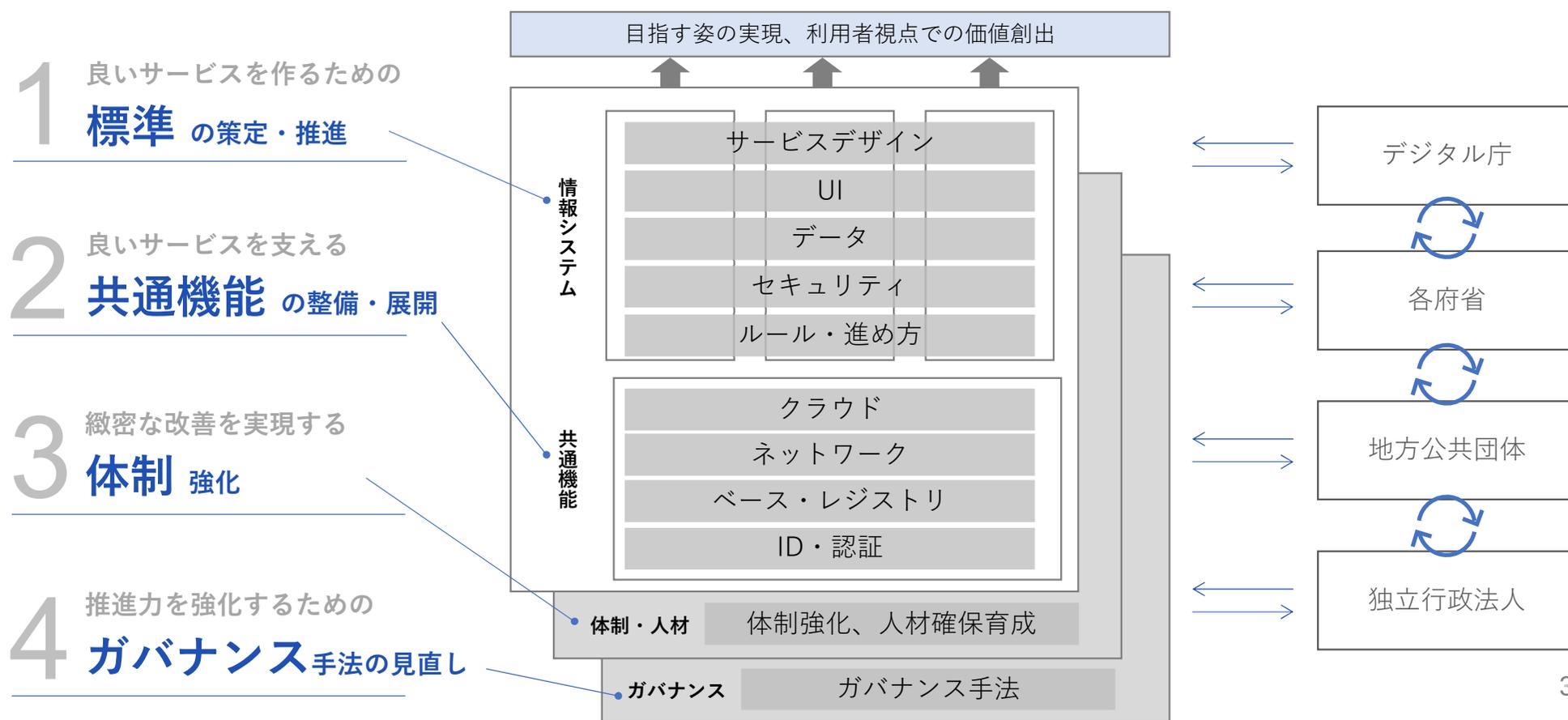
# 整備方針の位置づけ

新重点計画等で示した「目指す姿」に向けて、国・地方公共団体・独立行政法人等の**関係者が効果的に協働**できるように、特に情報システムの観点から重要な方針を示すもの。



# 4つの重点注力分野

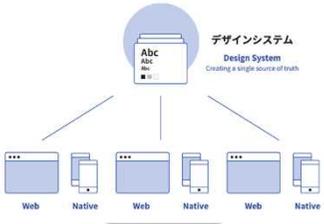
関係者が個々に努力するだけでは、目指す姿を実現できない。デジタル庁自身が特に4つの領域に注力し、旧来の課題を解消するとともに、国・地方公共団体・独立行政法人等の関係者が効果的に協働できるようにする。



# 1 良いサービスを作るための「標準」の策定・推進

利用者視点で良いサービスを作るために、各情報システムを横断して統一すべき技術標準や進め方等について、デジタル庁自身が各プロジェクトで実践を行いながら、技術検討会議を中心に成果をまとめ、継続的改善を行う。

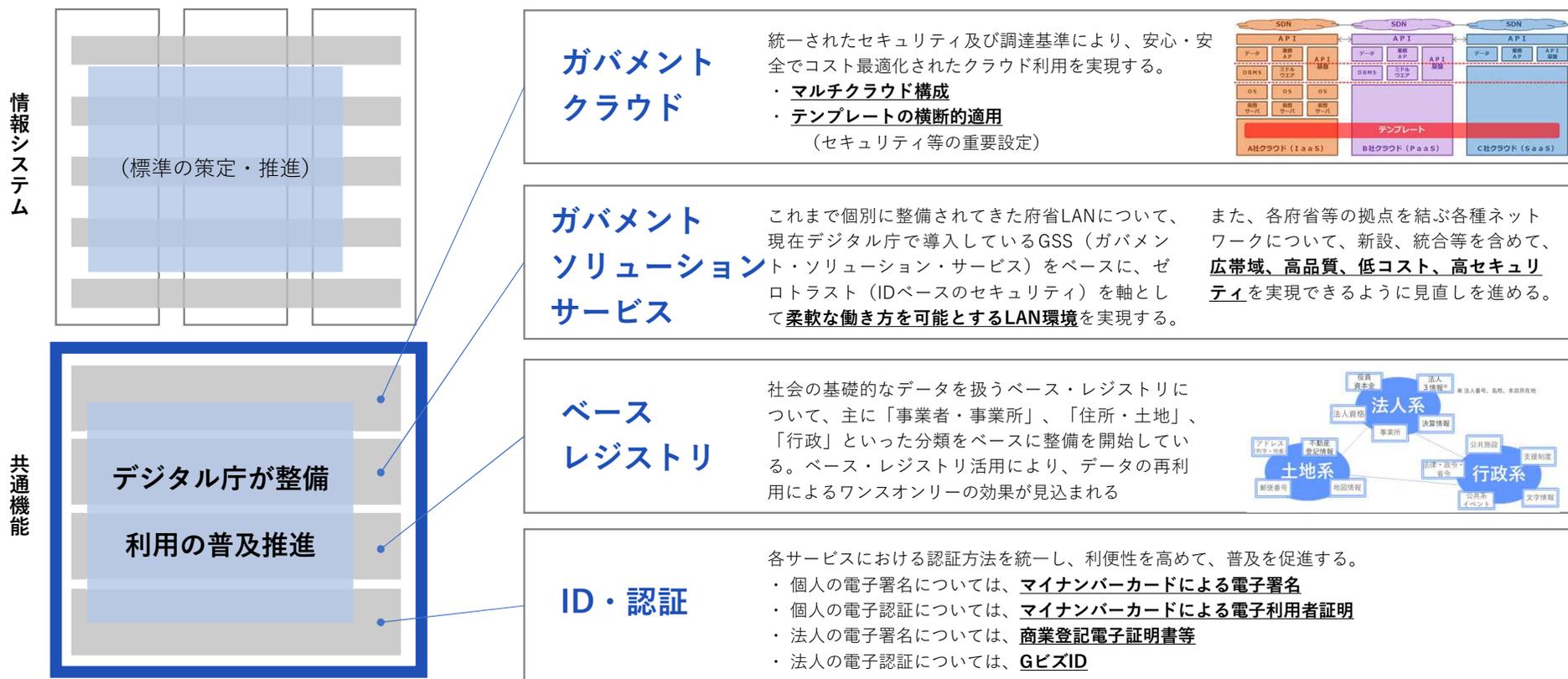
技術検討会議を中心とする検討

<h3>サービスデザイン</h3> <p>利用者が実感できる効果を創出するためには、利用者の立場で実際に発生している事実を正しく把握し、利用者と協働で改善を行う<b>サービスデザイン思考</b>が重要。</p> <p><b>サービス設計12箇条</b>の導入促進</p>  <p>第1条 利用者のニーズから出発する 第2条 事実を詳細に把握する 第3条 エンドユーザーで考える 第4条 全ての関係者に気配る 第5条 サービスはシナリオにする 第6条 デジタル技術を機能的に活用する 第7条 利用者の日常体験に寄り添う 第8条 事業の現状把握 第9条 事実を詳細に把握する 第10条 軌道修正 第11条 一画にやらず、一貫してやる 第12条 システムではなくサービスを作る</p> <p>今までも標準ガイドライン等で周知展開を図っていた。デジタル庁自身が各プロジェクトで率先して<b>推進を徹底</b>する。</p>	<h3>UIの改善</h3> <p>「誰一人取り残さない」デジタル化を進めるため、<b>ユニバーサルデザインを考慮したUI</b>の設計等、利用者目線で、利用者に優しい行政サービスを実現。</p> <p><b>デザインシステム</b>の整備 (ツールだけでなく、ガイド等を含む仕組み)</p>  <p><b>統一ウェブ</b>の推進 デジタル庁ウェブサイトで先行実証し、各省ウェブサイト等へ段階展開</p>	<h3>データ整備</h3> <p>最大のデータ保有者である行政機関が、ベース・レジストリを含めた基盤データの整備、カタログの整備を行い、オープン化・標準化されたAPIにより民間との共創を実現する。</p> <p><b>データの相互運用性を確保</b>するために、データの記述形式、共通に解釈できる語彙、使用する文字の統一といった標準化を図る。</p>	<h3>セキュリティ</h3> <p>複雑化・巧妙化したサイバー攻撃のリスクを踏まえ、サイバーセキュリティについての基本方針を定める。</p> <p><b>常時診断・対応型</b>セキュリティアーキテクチャの推進 従来の「境界型セキュリティ」の考え方ではなく、ゼロトラストアーキテクチャに基づいてセキュリティを確保する考え方へ。</p> <p><b>サイバーレジリエンス</b>の向上セキュリティフレームワークとして識別、防御、検知、対応、復旧を認識し対応することにより、セキュリティ対策による機密性の確保に加え、情報システムの完全性、可用性の強化も目指す。</p> <p><b>ポリシーと対策の関係性構造化</b>及び追跡性確保 リアルタイムでのデータによるモニタリングを推進し、セキュリティポリシー及びセキュリティ対策の関係性等を構造化して追跡可能とする。</p>	<h3>ルール・進め方</h3> <p><b>業務改革(BPR)を徹底</b>し、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握した上で、行政サービスの利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスも含めたプロセスの再設計を行う。また、投資対効果を精査を十分に行う。</p> <p>情報システムの企画、予算、調達、設計開発、運用等の実務について規定する<b>標準ガイドライン等</b>について、現場のプロジェクトを円滑に推進する観点から継続的改定を行う。</p> 
---	---	--	--	--

※ 技術検討会議：・・・・・・・・・・ (説明)

## 2 良いサービスを支える「共通機能」の整備・展開

重複投資を排除し統一性を確保することで、効率的に利便性の高い情報システムを整備することを目的に、デジタル庁は以下の**共通機能を整備**するとともに、各機能を利用するための**ガイドライン等の整備**を行う。

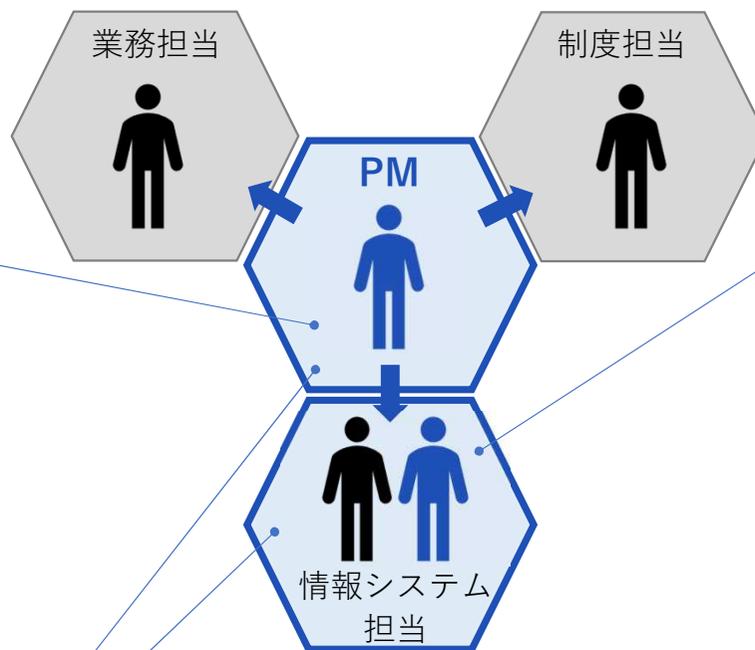


# 3 緻密な改善を実現する「体制」強化

あるべき姿を描いても実働部隊が不十分であった過去を踏まえ、制度・業務・情報システムの三位一体での改善を推進するPM（プロジェクトマネージャ）を担う人材や、内製開発も視野に入れてエンジニアとしてIT技術に精通した人材をデジタル庁及び各府省で確保育成し、各プロジェクトを推進する。

## PMの確保育成

制度担当、業務担当と協働し、制度・業務の見直しも含めて良いサービスを作り出すために、**緻密な調整と丁寧な関係者調整**を行えるPM人材を増やし、各プロジェクトを推進する。



先行取組	今後の取組
<b>確保と育成</b>	<b>実働と展開</b>
プロジェクト実務経験のある人材の <b>採用</b> や <b>内部登用</b> を行い、デジタル庁内の実プロジェクトで <b>経験蓄積</b> 。また、政府プロジェクト特有の注意点等について共有、 <b>浸透</b> を図る。	重要プロジェクトを中心にPM人材を軸とした <b>推進体制を確立</b> 。優れたPMの経験を横展開できるようにPM間の連携促進、知見の可視化を図る。

## エンジニアの確保育成

外部事業者の開発管理の知見だけでなく、自らが情報システムを構築する技術知見を持って開発を推進できるエンジニア人材を増やし、**機動的かつ効率的**に各プロジェクトを推進する。

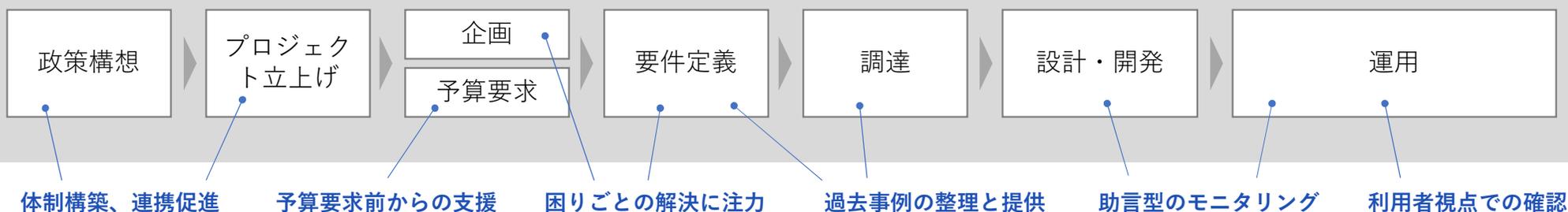
先行取組	今後の取組
<b>事業者との協働</b>	<b>担当範囲の拡大</b>
外部事業者に開発・運用を委託しつつも、内部のエンジニア人材が <b>設計、テスト等の一部工程を主導</b> し、機能面、品質面、性能面、コスト面等での向上を図る。	内部エンジニアが担当することの効果がよく見込まれる分野を選定し、外部事業者は支援的な役割として、 <b>内部エンジニアが開発を主導</b> する。

## デジタル人材のコミュニティ形成

専門知識を有する**デジタル人材によるコミュニティ**を形成し、現場における課題の収集、先行事例の集約、課題解決に向けた方向性の議論、ノウハウの横展開を促進する。また、技術検討会議で承認する文書や、ディスカッションペーパーの発出等、**成果を対外的に公開**し、オープンに良いものを取り入れる。

## 4 推進力を強化するための「ガバナンス手法」の見直し

デジタル庁は、ブレーキの役割（チェック、指導）よりも、アクセルや潤滑油（推進、支援、調整）としての役割をより重視する。また、全方位的な一律管理を目指すのではなく、重要なプロジェクトに重点的に推進支援を行う。



政策を「絵に描いた餅」としないために、各府省（制度部門、業務部門等）と連携し、利用者視点でのBPRを実現できる体制になっていなければ**体制強化に尽力**する。  
※ 体制確保が全く見込めない場合には、政策立案過程において現実的な目標設定を提言、調整する。

予算要求時点（要求内容をPJMOが固めた後）で精査指摘をしても、コミュニケーションコストが高い割に効果が薄い。費用精査の優先度が高いプロジェクトについては、事業者に見積依頼する初期段階からデジタル庁の見積精査経験者がPJMOと協働し、見積精査、事業者交渉、要求内容調整といった**見積精算実務を支援**する。

デジタル庁が推進する施策を含め、目指す姿の実現について各プロジェクトへ号令をかけるという手法ではなく、各プロジェクトが実務面で直面している困難な事象を把握し、その**解決や調整に注力**する。  
※ 困難な事象の解決が困難な場合は、目指す姿自体を現実的に修正することも含めて、機動的に方針修正、計画見直しも行う体制とする。

これまで多くのプロジェクトで要件定義書や調達仕様書の記載については工夫を行ってきたが、個々のPJMO担当者にはその内容が十分に伝達されていない。過去事例に基づいて、**効果的な記載方法や注意点等を整理して共有**するとともに、個別調達案件についても過去類似案件の工夫点を伝達するように注力する。

開発頓挫、大規模障害発生等の失敗を未然に防止するために、リスクベースアプローチでのモニタリングを適時に行う。ただし、PJMOに報告を求めて資料内容に基づいて指摘をするレビュー型の確認ではなく、**PJMOの一員としてデジタル庁の職員が参画**（PM人材等）し、必要に応じて他の専門分野職員と連携することで、ハンズオンの助言型でのモニタリングを行う。

PJMO自身も当初想定効果に対する実績把握を定期的実施するが、デジタル庁も特に利用者視点から各情報システムが効果的に利用されているか、利用者がストレスなく使えているかといった観点から**利用者視点での実情把握**を行い、今後の改善のインプットとする。

# 各関係者に重視してほしいこと

デジタル庁、各府省、地方公共団体、独立行政法人、準公共分野等の関係者が、効果的に連携してプロジェクトを推進できるように、以下のように取組を進める。

<p>国の行政機関 (デジタル庁を含めた各府省)</p>	<p>原則として、政府情報システムの整備にあたっては、関係する分野の「標準」、「共通機能」の利用を検討する。 ※ 利用者視点での利便性や互換性等を重視した上で、個々のプロジェクトの状況を踏まえて利用方法を判断する。 (段階的導入等も視野) ※ デジタル庁は、個々のプロジェクトで実効的に適否を判断できるようにガイドライン等の整備を行う。 ①、②システムについては、重点的に「体制強化」と「ガバナンス」の対象とする。 ③システムについては整備・運用ともに各府省が担うが、重要なプロジェクトについては、デジタル庁が民間人材を派遣することで各府省を支援する。</p>
<p>地方公共団体</p>	<p>地方公共団体が情報システムを新たに構築する必要がある場合には、既に開発・利用されているアプリケーション等を最大限活用し、全体最適が図られることなく地方公共団体が各々に新たなシステムを構築することとならないよう、次の点に留意し、幅広く構築方式を検討する。 (1)国が提供する共通機能を利用できないか。 (2)他の地方公共団体や地方公共団体情報システム機構等が提供するアプリケーションを共同で利用できないか。 (3)民間事業者が提供するアプリケーションを利用できないか。</p>
<p>独立行政法人</p>	<p>国、独立行政法人等の相互の連携を確保すること等を目的に、独立行政法人の情報システムの整備・管理について全体の状況を把握するため、令和4年度(2022年度)に棚卸しを行う。棚卸しの結果を踏まえ、より詳細な調査の実施についても検討を行う。</p>
<p>準公共分野</p>	<p>準公共分野においては、国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっている状況であるため、ユーザーの視点からの全体像を整理する。 その上で、共通機能の活用、分野間連携の推進、オープンデータの推進を図るとともに、制度・運用について不断の見直しを行う。</p>